

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 軽米町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.4 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	97.9 %
全職員	79.9 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職（6級：総括課長）	—
本庁課長相当職（5級：担当課長）	98.1 %
本庁課長補佐相当職（4級：主任主査）	—
本庁係長相当職（3級：主任、主査）	102.7 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	96.1 %
31～35年	76.2 %
26～30年	119.3 %
21～25年	98.7 %
16～20年	—
11～15年	104.8 %
6～10年	101.2 %
1～5年	107.0 %

【説明欄】

- ・特別職（町長、副町長、教育長）、退職者（手当のみ）、育児休業中の職員、休職中の職員、日割計算中の職員については算定から除外する。
- ・男女の給与の差異が発生する要因として、扶養手当について、世帯主となっている男性職員に支給するケースが多く、受給者に占める男性の割合は78%である。
- ・任期の定めのない男性職員と女性職員の平均年齢に4.5歳の差があり、男性職員の給料月額が高くなっている。
- ・役職段階別の本庁部局長・次長相当職及び本庁課長補佐相当職については、該当職員がいないため記載していない。
- ・勤続年数16～20年については、比較対象となる男性職員がいないため記載していない。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。